

海外での制裁リスクを回避したい！

現地の競争法に関する情報を収集したいご担当者様向けの一冊！

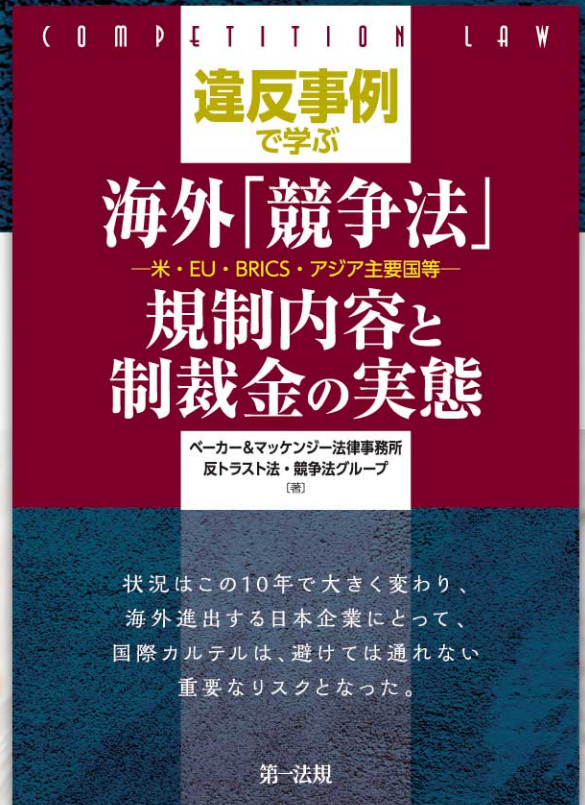
違反事例で学ぶ 海外「競争法」規制内容と 制裁金の実態

—米・EU・BRICS・アジア主要国等—

ベーカー&マッケンジー法律事務所
反トラスト法・競争法グループ
〔著〕

アメリカ、EU、中国、イギリス、ロシア、トルコ、
韓国など15か国の事例を紹介！
リアルな実態から学ぶことができる！

違反事例から学べることにフォーカス！
具体的事例の詳細を解説！



A5判・404頁 定価：本体4,200円+税

企業の海外進出に伴うリスクを回避することができる実務書

- ◆日本企業が各国・地域から制裁を受けたリアルな競争法違反の事例を前面に出して解説
- ◆海外進出企業が一番知りたい「どのような行為が違反行為とされるか」「どのようなプロセスを経て制裁金が算定されるか」を掲載
- ◆日本企業に莫大な制裁金を課している海外主要国・地域の最新動向を紹介(2020年6月現在)。国(地域)に合わせた法規制対策を講じることが可能



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

- 【アメリカ】**
- 1 カルテル規制の概要
 - 1 アメリカ競争法の概要
 - 2 カルテル規制の概要
 - 3 カルテルに対する罰則
 - 4 調査手続の概要
 - 5 リニエンシーの概要
 - 6 確約手続
- 第2 具体的な執行事例**
- 1 電解キャパシタ（コンデンサ）カルテル
 - 2 プラスチック内装トリム自動車部品カルテル
 - 3 自動車用防振ゴムカルテル
 - 4 TFT-LCDカルテル
 - 5 マリンホースカルテル



- 【トルコ】**
- 1 カルテル規制の概要
 - 1 トルコ競争法の概要
 - 2 カルテル規制の概要
 - 3 カルテルに対する罰則
 - 4 調査手続の概要
 - 5 リニエンシーの概要
- 第2 具体的な執行事例**
- 1 コーポレートローンカルテル
 - 2 預金、ローン及びクレジットカードサービスカルテル
 - 3 イスタンブールのToyotaのディーラーのカルテル
 - 4 自動車会社のカルテル
 - 5 PeugeotおよびCitroenのディーラーのカルテル



- 【オーストラリア】**
- 1 カルテル規制の概要
 - 1 カルテル規制の概要
 - 2 カルテルに対する罰則
 - 3 リニエンシーの概要
- 第2 具体的な執行事例**
- 1 自動車海上運送カルテル
 - 2 自動車用ワイヤーハネスカルテル
 - 3 金利カルテル
 - 4 ペアリングカルテル1 (ANSK事件)
 - 5 ペアリングカルテル2 (KA事件)
 - 6 地中送電線カルテル



- 【EU】**
- 1 カルテル規制の概要
 - 1 EU競争法の概要
 - 2 カルテル規制の概要
 - 3 カルテルに対する罰則
 - 4 リニエンシーの概要
- 第2 具体的な執行事例**
- 1 ガス絶縁開閉装置カルテル
 - 2 ビデオテープカルテル
 - 3 熱安定剤カルテル
 - 4 液晶ディスプレイパネルカルテル
 - 5 電力ケーブルカルテル



- 【インドネシア】**
- 1 カルテル規制の概要
 - 1 インドネシア競争法の概要
 - 2 カルテル規制の概要
 - 3 カルテルに対する罰則
 - 4 調査手続の概要
 - 5 リニエンシーの概要
- 第2 具体的な執行事例**
- 1 液化天然ガスプロジェクトにおける入札談合
 - 2 タイヤルカルテル
 - 3 スクーターマチックカルテル
 - 4 北スマトラ州の国道開発における入札談合
 - 5 下水道サービスにおける入札談合



- 【インド】**
- 1 カルテル規制の概要
 - 1 インド競争法の概要
 - 2 カルテル規制の概要
 - 3 カルテルに対する罰則
 - 4 リニエンシーの概要
- 第2 具体的な執行事例**
- 1 電動パワーステアリングカルテル
 - 2 亜鉛炭素乾電池カルテル
 - 3 乾電池カルテル1
 - 4 乾電池カルテル2
 - 5 燃料ソーチャージカルテル
 - 6 火力発電所入札談合
 - 7 セメントカルテル



- 【中国】**
- 1 カルテル規制の概要
 - 1 中国独占禁止法の概要
 - 2 カルテル規制の概要
 - 3 カルテルに対する罰則
 - 4 リニエンシーの概要
- 第2 具体的な執行事例**
- 1 ペアリングカルテル
 - 2 自動車部品カルテル
 - 3 自動車の再販売価格維持合意
 - 4 国際海運カルテル
 - 5 ポリ塩化ビニルカルテル
 - 6 粉ミルクの再販売価格維持合意



- 【シンガポール】**
- 1 カルテル規制の概要
 - 1 シンガポール競争法の概要
 - 2 カルテル規制の概要
 - 3 カルテルに対する罰則
 - 4 リニエンシーの概要
- 第2 具体的な執行事例**
- 1 モデル派遣サービスカルテル
 - 2 フェリー運業者による情報交換
 - 3 自動車販売業者による入札談合
 - 4 ペアリングカルテル



- 【南アフリカ】**
- 1 カルテル規制の概要
 - 1 南アフリカ競争法の概要
 - 2 カルテル規制の概要
 - 3 調査手続の概要
 - 4 カルテルに対する罰則
 - 5 リニエンシーの概要
- 第2 具体的な執行事例**
- 1 海上輸送業者カルテル
 - 2 鉄鋼製品・くず鉄カルテル
 - 3 自動車部品（エアバッグ）カルテル
 - 4 木製パネル製品カルテル



- 【イギリス】**
- 1 カルテル規制の概要
 - 1 イギリス競争法の概要
 - 2 カルテル規制の概要
 - 3 カルテルに対する罰則
 - 4 リニエンシーについて
 - 5 和解について
 - 6 イギリスのEU離脱
- 第2 具体的な執行事例**
- 1 亜鉛メッキ鋼製水タンクカルテル
 - 2 不動産広告カルテル
 - 3 燃油ソーチャージカルテル
 - 4 ローン金利カルテル



- 【韓国】**
- 1 カルテル規制の概要
 - 1 韓国公正取引法の概要
 - 2 カルテル規制の概要
 - 3 カルテルに対する罰則
 - 4 リニエンシーの概要
- 第2 具体的な執行事例**
- 1 自動車用排気ガスセンサーカルテル
 - 2 自動車海上運送カルテル
 - 3 自動車向け燃料ポンプ等カルテル
 - 4 コンデンサカルテル
 - 5 オルタネーター・イグニッションコイルカルテル



- 【ブラジル】**
- 1 カルテル規制の概要
 - 1 ブラジル競争法の概要
 - 2 カルテル規制の概要
 - 3 カルテルに対する罰則
 - 4 リニエンシーの概要
- 第2 具体的な執行事例**
- 1 薄膜トランジスター液晶ディスプレイパネルカルテル
 - 2 レジビ用ブラउन管カルテル
 - 3 ガス絶縁開閉装置カルテル
 - 4 DRAMカルテル



- 【ロシア】**
- 1 カルテル規制の概要
 - 1 ロシア競争法の概要
 - 2 カルテル規制の概要
 - 3 調査手続の概要
 - 4 カルテルに対する罰則
 - 5 リニエンシーの概要
- 第2 具体的な執行事例**
- 1 iPhone販売価格カルテル
 - 2 公共医療機関向けの医薬品供給に関する入札談合
 - 3 海底ケーブル製造業者による市場シェアの分割
 - 4 電力会社による電力価格カルテル



- 【台湾】**
- 1 カルテル規制の概要
 - 1 台湾競争法の概要
 - 2 カルテル規制の概要
 - 3 カルテルに対する罰則
 - 4 リニエンシーの概要
- 第2 具体的な執行事例**
- 1 コンテナターミナルカルテル
 - 2 アルミ電解コンデンサおよびタンタル電解コンデンサカルテル
 - 3 電力カルテル
 - 4 光ディスクドライブカルテル



2 カルテル規制の概要

(1) 規制対象となる行為

A 概要

EU競争法上、カルテルは、競争制限的もしくは効果を有する行為として禁止されている。禁止される行為には、企業間の協定のほか、事業者団体の決定や協同的行為が含まれる。客観的に競争制限の目的があると判断されると、効果にかかわらず違法となり、目的が認められなくても、競争制限の効果が認められれば違法となる。価格カルテルや市場分割などのハードコアカルテルについては、反競争的な目的が推定される。

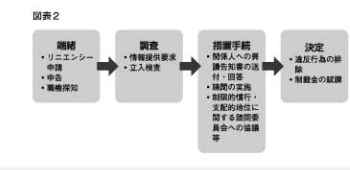
B 域外適用

EUに所在する事業者が、EU域外で競争制限的な協定・協同的行為を行った場合でも、EU市場に協定・協同的行為の影響があれば、EU競争法により違法となる。EU競争法により違法となる理由は、EU域外で行われた協同的行為であっても、欧州経済領域（以下「EEA」という）内への効果が予測できた場合や、たまたま域外で協定や協同的行為が行われただけで、実行はEEA内で行われたこと”が挙げ

(2) 調査手続の全体像

A 調査手続の流れ

欧州委員会は、事業者からの申告または徴権に基づき、関係者への情報提供要求、現地への立入調査を行う権限を有する。欧州委員会がカルテルに関与したと疑う企業に対し、事実、法的根拠および制裁金が課される可能性について記載されていない事項に基づき欧州委員会が決定を出す場合は、通常、追加の異議告知書が必要である。欧州委員会の決定に至る流れは、図表2のとおりである。



裁量算定方法に誤りがあると主張し、欧州委員会決定に対し不服を申し立て、2015年、一般裁判所は、企業側の主張を認め、制裁金を減額する判断を下した（ブラउन管カルテル）。2015年12月、一般裁判所は、欧州委員会の主張する悪意についての広い裁量権を認めず、欧州委員会決定自体を無効とし、制裁金も無効とした（航空貨物カルテル）。裁判所で、制裁金が減額されるのみでなく、増される判断が下される可能性も存在する。

EU カルテルに対する罰則

カルテル行為を行った会社に対して、欧州委員会は次のような制裁を課することができる（図表3）。

図表3

a. 禁制品令	違反行為の継続を命ずる。
b. 制裁金	各個人の前年の事業年度における純売上高の10%を上回る制裁金を課することができる。①基本額の算定は、違反行為が行われた取引市場における当該事業年度の売上高×50%を上回る制裁金を課し、欧州委員会が定める乗数×全額に違反行為の継続期間。②基本額の調整：加重減額（再度の違反、悪意、違反行為の先導者）と減算規定（違反行為をすぐにやめたこと、参加が限定的、協同的行為者など）。③制裁金は、EU競争法に基づいて算定され、基本額に掛け合わされる制裁金は欧州委員会が決定する。
c. 履行強制令	禁止決定を受けた事業者または事業者団体が、当該決定に資かない場合、1日あたり、直前の事業年度における1日の売上高の平均の50%を超えない範囲の履行強制令を課することができる。

詳細・お申し込みはコチラ

第一法規

検索 **CLICK!**

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

キリトリ線

申込書（第一法規刊）

違反事例で学ぶ海外「競争法」規制内容と制裁金の実態
―米・EU・BRICS・アジア主要国等―

●定価 **4,620円**（本体 **4,200円**） [コード **071183**]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

ご住所 〒 _____

機関名 _____ **部署名** _____ 公用 私有

フリガナ _____ **TEL** _____

ご氏名 _____ **E-mail** _____ 様

お客様より預かりした個人情報、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (https://www.daichihokico.jp/support/contact/contact.php) がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印

競争法事例 (071183) 2020.6 SE